

厚生労働科学研究費補助金  
厚生労働科学特別研究事業

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究

(H19-特別-指定-15)

平成19年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 一戸達也

平成20(2008)年 4月

厚生労働科学研究費補助金  
厚生労働科学特別研究事業

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究  
(H19-特別-指定-15)

研究組織

主任研究者

一戸 達也 東京歯科大学歯科麻酔学講座 教授

分担研究者

福島 和昭 北海道大学大学院歯科麻酔学教室 教授

住友 雅人 日本歯科大学附属病院 教授

歯科麻酔・全身管理科

並木 昭義 札幌医科大学麻酔学講座 教授

澄川 耕二 長崎大学大学院麻酔学教室 教授

古家 仁 奈良県立医科大学麻酔科学教室 教授

松久保 隆 東京歯科大学衛生学講座 教授

研究協力者

福田 仁一 九州歯科大学 教授

(日本口腔外科学会理事長)

土屋 友幸 愛知学院大学小児歯科学講座 教授

(日本小児歯科学会理事長)

森崎市治郎 大阪大学歯学部附属病院 教授

障害者歯科治療部

(日本障害者歯科学会理事長)

山根 源之 東京歯科大学 教授

オーラルメディスン・口腔外科学講座

(日本老年歯科医学会理事長)

## 目 次

### I. 総括研究報告

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究	1
-----------------------------	---

一戸達也

福島和昭、住友雅人、並木昭義、澄川耕二、古家 仁、松久保 隆  
(資料) 歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改定案

### II. 分担研究報告

1. 歯科麻酔の教育・研究・臨床及び歯科医師の医科麻酔科研修の実態に 関する研究 (歯科医師派遣施設を対象として)	19
--	----

福島和昭、住友雅人

(資料) 歯科医師の医科麻酔科研修に関するアンケート内容及び結果  
(歯科医師派遣施設を対象として)

2. 歯科医師の医科麻酔科研修の実態に関する研究 (歯科医師受け入れ施設を対象として)	111
--	-----

澄川耕二、並木昭義、古家 仁

(資料) 歯科医師の医科麻酔科研修に関するアンケート内容及び結果  
(歯科医師受け入れ施設を対象として)

3. 歯科医師の医科麻酔科研修の実態に関する調査計画及び結果の評価に 関する研究	237
---	-----

松久保 隆

## I. 総括研究報告

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究

報告書

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
総括研究報告書

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究

主任研究者 一戸達也 東京歯科大学教授

研究要旨 歯科医療の質と安全性との発展によって国民の歯科保健の向上に資することを目的として、現行のガイドラインに基づいて実施された歯科医師の医科麻酔科研修の実績を検証・評価し、現行の研修の課題と改善すべき点を明らかにして、法的整合性のもとに国民の信頼を得ながら充実した歯科医師の医科麻酔科研修が適正に実施できるシステムの構築を目標とした歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインの改訂案を作成した。

分担研究者

福島 和昭	北海道大学大学院教授
住友 雅人	日本歯科大学教授
並木 昭義	札幌医科大学教授
澄川 耕二	長崎大学大学院教授
古家 仁	奈良県立医科大学教授
松久保 隆	東京歯科大学教授

A. 研究目的

平成 13 年度厚生科学特別研究事業（H13-特別-057 主任研究者 金子 譲東京歯科大学教授）に基づき、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」（平成 14 年 7 月 10 日付医政医発第 0710001 号・医政歯発第 0710001 号）が厚生労働省医政局医事課長と歯科保健課長の連名で通知された。以来、歯科医師の医科麻酔科研修は本ガイドラインに則って実施されてきた。その結果、研修で修得した麻酔と全身管理についての知識と技能を通じてより安全で質の高い歯科医療が提供され、国民の健康の増進に寄与してきたところである。しかし、ガイドラインの通知後は定期的な検証作業や事後調査がなされてこなかった。ガイドライン通知後、本年で 6 年が経過することから、これまで実施された歯科医師の医科麻酔科研修の実績を検証し、現行の研修の課題を明らかにして、必要な改訂を行うべき時期であると考えられる。またこ

のような時に、本ガイドラインを遵守せずに歯科医師の医科麻酔科研修が行われていた事例が判明し、更に本ガイドラインに則した研修を実施していない施設が認められたことから、ガイドラインの厳格化や周知徹底についての申し入れが厚生労働省及び関係団体に対して行われた。

歯科医師が医科麻酔科研修を通じて多くの経験を積み、それを歯科医療の場に還元することが歯科医療の質と安全性を高め、国民の歯科保健の向上に大きく貢献することは論を待たない。そこで、法的整合性のもとに国民の信頼を得ながら、充実した歯科医師の医科麻酔科研修が適正に実施できるシステムの構築を目標としたガイドラインの改善が急務である。以上のことから、本研究では現行のガイドラインに基づいて実施された歯科医師の医科麻酔科研修の実績を検証・評価し、現行の研修の課題と改善すべき点を明らかにしてガイドラインを見直し、必要な改訂を行うことを目的とした。

B. 研究方法

1. 実態調査

平成 13 年度厚生科学特別研究事業実施後の状況を把握するために、以下の要領でアンケート調査を行った。

<p>1) 対象</p> <p>(1) 歯科：歯学部歯科麻酔科及び口腔外科、小児歯科、障害者歯科、高齢者歯科、医学部口腔外科、一般病院口腔外科を対象とした（総数 444）。</p> <p>(2) 医科：医学部麻酔科を含む日本麻酔科学会麻酔科認定病院の麻酔科を対象とした（総数 1084）。</p> <p>2) 調査内容</p> <p>(1) 歯科</p> <p>a. 教育、研究、臨床の現状と医科麻酔科研修修了歯科医師の活動状況</p> <p>b. 歯科医師の医科麻酔科研修</p> <p>研修施設、研修期間、研修内容、研修開始時及び終了時の知識・技能レベル、どの程度の歯科麻酔経験者が研修を行うべきか、研修開始時及び修了時の手続き、研修カリキュラム、歯科医師の医科麻酔科研修の意義、現状の問題点及び要望。</p> <p>(2) 医科</p> <p>a. 歯科医師の医科麻酔科研修</p> <p>受け入れた歯科医師の所属施設、研修期間、研修内容、研修開始時及び終了時の知識・技能レベル、どの程度の歯科麻酔経験者が研修を行うべきか、研修を行う歯科医師の立場、研修開始時及び修了時の手続き、研修カリキュラム、研修の実際（説明と同意、術前回診、全身状態評価、術中管理、麻酔記録、術後回診等）、歯科医師の医科麻酔科研修における患者への責任の所在、歯科医師の医科麻酔科研修の意義、現状の問題点及び要望。</p> <p>2. 関係学会からの意見聴取</p> <p>上記の実態調査をもとにガイドライン改訂案の骨子を作成し、日本口腔外科学会、日本小児歯科学会、日本障害者歯科学会、日本老年歯科医学会に提示して、各学会の代表者から意見を聴取し、ガイドライン改訂の参考とした。</p> <p>3. ガイドライン改定案の作成</p> <p>以上の実態調査と意見聴取等から明らかとなった課題を整理してガイドライン改訂案を作成し</p>	<p>た。作成にあたっては、法的整合性等に関する現行ガイドラインの基本的な考え方を踏襲しつつ、現行の研修で指摘された問題点を改善することに留意した。</p> <p>(倫理面への配慮)</p> <p>本研究では、患者が直接的に研究対象となることはないので、倫理上の問題は生じない。</p> <p>C. 研究結果</p> <p>1. 実態調査</p> <p>全体的なアンケートの回収率は 57.9% (885/1528) であった。</p> <p>1) 歯科</p> <p>アンケートの回収率は 56.8% (252/444) であった。その内訳は、歯学部歯科麻酔科 100% (33/33)、歯学部口腔外科 69.1% (38/55)、歯学部小児歯科 58.1% (18/31)、歯学部障害者歯科 84.2% (16/19)、歯学部高齢者歯科 78.6% (11/14)、医学部口腔外科 81.2% (56/69)、一般病院口腔外科 35.4% (79/223) であった。歯科医師の医科麻酔科研修は全体として 51.2% (129/252) で行われており、医学部口腔外科 89.3% (50/56)、歯学部歯科麻酔科 69.7% (23/33)、一般病院口腔外科 41.8% (33/79)、歯学部口腔外科 39.5% (15/38)、歯学部高齢者歯科 27.3% (3/11)、歯学部障害者歯科 18.8% (3/16)、歯学部小児歯科 5.6% (1/18) の順であった。現在は中断中であるが、過去には研修を行っていた施設もあった。</p> <p>歯科医師の医科麻酔科研修の意義として全身管理の修得や医療安全の向上などが挙げられた。その一方、現行ガイドラインの問題点として事前の歯科麻酔経験や研修項目・研修水準などが挙げられ、その他の問題点として国民的理解の不足や法的な整備の必要性が指摘された。</p> <p>2) 医科</p> <p>アンケートの回収率は 58.4% (633/1084) であった。その内訳は、医学部麻酔科 72.7% (88/121)、一般病院麻酔科 55.7% (536/963) であった。歯科医師の医科麻酔科研修は全体として 26.1%</p>
---	---

(165/633)で行われており、医学部麻酔科 64.8% (57/88)、一般病院麻酔科 20.0% (107/536)と前者が圧倒的に多かった。現在は中断中であるが、過去には研修を行っていた施設もあった。

歯科医師の医科麻酔科研修の意義として全身管理や救急処置の修得の修得、医療安全の向上などが挙げられた。その一方、現行ガイドラインの問題点として研修項目・研修水準や説明と同意などが挙げられ、その他の問題点として国民的理解の不足や法的な整備の必要性が指摘された。

## 2. 関係学会からの意見聴取

日本口腔外科学会、日本小児歯科学会、日本障害者歯科学会、日本老年歯科医学会の代表者から、(1)医科麻酔科研修の目的、(2)患者への説明と同意、(3)研修項目と研修水準、(4)研修実施にあたっての手続き等についての質問・指摘があり、ガイドライン改訂案作成の際の参考とした。

## 3. ガイドライン改定案の作成

以上の実態調査と意見聴取等から明らかとなった課題を整理してガイドライン改訂案を作成した。作成に当たっては、法的整合性等に関する現行ガイドラインの基本的な考え方を踏襲しつつ、研修における指導者の役割の明確化や患者への説明と同意、記録の整備等、現行の研修で指摘された問題点を改善することに留意した。

作成したガイドライン改定案は、歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン（改定案）本文と別紙 1（医科麻酔科研修を希望する歯科医師の研修歴、臨床経験及び知識・技能評価）、別紙 2（研修項目と研修水準）、別紙 3（麻酔についての説明・同意書（例示））、別添資料（歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ）からなっている。ガイドライン改定案の本文は、ガイドライン改訂の経緯と要点、趣旨及び研修実施に当たっての基準からなり、歯科医師が医科麻酔科研修を実施する際の基本的なあり方を別紙 1～3 とともに規定した。加えて別添資料によって歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れを明示し、歯科及び医科の診療科の長や施設の長による歯科医師の評価と研修の承認

及びインターネットを利用した登録と終了の報告を義務化した。

## D. 考察

本研究で実施したアンケート調査の結果では、歯科医師の派遣側も受け入れ側も多くの回答が医科麻酔科研修の重要性を指摘し、特に歯科医師が全身管理の知識と技能を修得することが歯科の医療安全の向上に資すると述べていた。その一方で、現行のガイドラインの実効性の面からいくつかの指摘があり、また広く国民的理解の不足についても意見が述べられていた。

これらの結果をもとに、法的整合性を維持して国民の信頼を得つつ、充実した歯科医師の医科麻酔科研修が適正に実施できるためのガイドラインの改訂を目標として本研究を実施した。この際、研修における指導者の役割の明確化や患者への説明と同意、記録の整備等、現行の研修で指摘された問題点を改善することに留意した。

本研究に基づく歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂によって、歯科医師の医科麻酔科研修がその本来の目的を適切かつ十分に達成し、歯科医師のこの面での知識と技能が更に向上して歯科医療の質と安全性とが発展し、国民の歯科保健の向上に貢献することが期待される。

なお、今回のガイドライン改定案は研究班の研究者の総意に基づいて作成したものであるが、今後の歯科医学・歯科医療の進歩と実態に合わせ、必要に応じた見直しが必要とされている。

## E. 結論

現状における歯科医師の医科麻酔科研修の実態調査や関係学会からの意見聴取等を踏まえて、歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改定案を作成した。今回の改訂によって歯科医師の医科麻酔科研修がその目的を十分に達成し、歯科患者の全身管理に関する歯科医師の知識と技能が向上して我が国の歯科医療の質と安全性とが発展し、国民の歯科保健の一層の向上に資するものと確信する。

F. 健康危険情報

なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。



## I. 総括研究報告

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究

資料 歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂案

## 「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」改定案

### ガイドライン改訂の経緯と要点

「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」（医政医発第 0710001 号、医政歯発第 0710001 号、平成 14 年 7 月 10 日）が通知されてから 6 年が経過したので、この間の実績を検証・評価して、研修における指導者の役割の明確化や患者への説明と同意、記録の整備等、現行の研修で指摘された問題点を改善すべく、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」を改訂することとした。今回の改訂では、(1) 研修症例における麻酔の責任担当者は研修指導者であり、麻酔記録上の筆頭者となること、(2) 歯科医師が研修の目的で麻酔行為に参加することを説明し、同意を得ること、(3) 研修を受ける歯科医師と研修施設の麻酔科の長は、当該歯科医師の研修開始時及び研修修了時に所定の方式によって必要な事項の登録または報告等を行うこと等を義務づけた。

### 第1 趣旨

国民に対する安全で質の高い歯科医療の推進に資するため、歯科医師の医科麻酔科における研修は重要であるが、研修といえども、診療行為を伴う場合には、法令を遵守しながら適正に行う必要があり、特に歯科及び歯科口腔外科疾患以外の症例に関する行為に関与する場合については、慎重な取扱いを期するべきである。本ガイドラインは、こうした観点から歯科医師の医科麻酔科における研修の在り方に関する基準を定めるものである。歯科医師の医科麻酔科研修の目的は次のいずれかとする。

- 1) 歯科患者の全身管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成するため。
- 2) 歯科患者の麻酔管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成するため。

### 第2 研修実施に当たっての基準

#### 1) 研修施設

研修施設は次のいずれかとする。

- (1) 社団法人日本麻酔科学会麻酔科認定病院
- (2) 社団法人日本麻酔科学会が認定した麻酔科指導医または麻酔科専門医が常勤する  
歯科大学・歯学部附属病院

上記のいずれの施設であっても、当該病院長が受け入れを承認し、麻酔科の長が受け入れ承認及び研修管理を実施し、研修指導者が研修の直接的な指導を行うこと。

#### 2) 研修指導者

研修指導者は、次の条件を満たす医師であること。

社団法人日本麻酔科学会が認定した麻酔科指導医、麻酔科専門医または麻酔科認定医

#### 3) 研修を受ける歯科医師

研修を受ける歯科医師は、次の条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 歯科医師臨床研修を修了した歯科医師（2年間の研修プログラムに参加している者については、最初の1年間の研修を修了した者）。ただし、歯科医師臨床研修

制度の必修化以前に歯科医師免許を受けている者は歯科医師臨床研修修了者の登録を受けた者とみなされること。

- (2) 研修を希望する歯科医師が所属する診療科の長が別紙1によって当該歯科医師の歯科麻酔学に関する研修歴、臨床経験及び知識・技能の評価を記録し、研修開始前に研修施設の麻酔科の長に申請して、麻酔科の長の承認が得られた者。
- (3) 研修を希望する歯科医師が所属する施設の長及び研修施設の長によって当該歯科医師の医科麻酔科研修の実施が承認された者。

#### 4) 研修方法

- (1) 研修を受ける歯科医師と研修施設の麻酔科の長は、当該歯科医師の研修開始時及び研修修了時には、所定の方式によって必要な事項の登録または報告等を行うこと（別添資料「歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ」を参照のこと）。
- (2) 当該研修症例における麻酔の責任担当者は研修指導者であり、麻酔記録上の筆頭者となること。
- (3) 別紙2に定める研修項目とその水準に従い、研修指導者が必要な指導・監督を行うことにより、適正を期すること。
- (4) 研修実施に当たっては、必要に応じて、別紙2に定める水準よりも厳格な指導・監督を行うなど、患者の安全に万全を期すること。

#### 5) 患者の同意

研修指導者の資格を有する医師が、別紙3を参考として、歯科医師が研修の目的で麻酔行為に参加することを説明し、同意を得ること。

(別紙1)

医科麻酔科研修を希望する歯科医師の研修歴、臨床経験及び知識・技能評価

研修希望歯科医師名： \_\_\_\_\_

医科麻酔科研修を希望する上記の歯科医師について、歯科麻酔学に関する研修歴、臨床経験及び知識・技能についての評価結果を下記のとおり報告します。

1. 研修歴

年月日	研修内容
年 月 日～ 年 月 日	歯科医師臨床研修 (〇〇病院〇〇プログラム)
年 月 日～ 年 月 日	△△病院△△科
年 月 日～ 年 月 日	

2. 臨床経験 (見学を除く)

内 容	経験症例数	内 容	経験症例数
全身麻酔	例	外来主治医	例
静脈内鎮静法	例	病棟主治医	例
吸入鎮静法	例	その他 ( )	例
バイタルサインモニタリング	例	その他 ( )	例

3. 知識・技能評価

項目	評価
医療面接	I ・ II ・ III
全身管理	I ・ II ・ III
麻酔管理	I ・ II ・ III

I: 厳格な指導・監督が必要と思われるレベル

II: 基本的な知識・技能を有しているが、初歩からの研修が望ましいレベル

III: 一定水準に達しており、研修によって更なる知識・技能の向上が期待できるレベル

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

施設名： \_\_\_\_\_

所属診療科： \_\_\_\_\_

科 長： \_\_\_\_\_

研修項目と研修水準

(別紙2)

研修水準	研修項目		
A	1. 術前管理	(1)	一般的な術前診察と全身状態評価
		2. 術中管理	(1)
	(2)		麻酔前準備
	(3)		末梢静脈確保
	(4)		気道確保 (用手またはエアウェイを用いたもの)
	(5)		用手人工換気
	(6)		気管吸引
	(7)		基本的なモニタリング機器の装着と操作
	(8)		モニタリング項目の値の解釈と麻酔中の全身状態の把握
3. 術後管理	(1)	麻酔後の全身状態の把握	
	(2)	術後酸素療法	
B	1. 術前管理	(1)	麻酔管理方針の決定
	2. 術中管理	(1)	麻酔導入・気管挿管 (ラリングマスク挿入を含む)
		(2)	麻酔覚醒・抜管 (ラリングマスク抜去を含む)
		(3)	麻酔中の合併症への対応
		(4)	麻酔中の薬物投与
		(5)	輸液・輸血の実施
		(6)	手術患者への人工呼吸器の設定
		(7)	動脈穿刺・動脈カテーテル留置
	3. 術後管理	(1)	術後疼痛管理
		(2)	麻酔後の合併症への対応 (侵襲的処置を伴わないもの)
C	1. 術中管理	(1)	中心静脈・肺動脈カテーテルの挿入
		(2)	経食道心エコー装置のプローブ挿入
	2. 術後管理	(1)	麻酔後の合併症への対応 (侵襲的処置を伴うもの)
	3. 局所麻酔	(1)	硬膜外麻酔・脊髄くも膜下麻酔
	4. ペインクリニック	(1)	局所麻酔薬・神経破壊薬を用いた神経ブロック
5. 集中治療	(1)	ICU収容患者の管理 (長期人工呼吸管理を含む)	
D	1. 術前管理	(1)	インフォームドコンセント
		(2)	術前指示書の記載
	2. その他	(1)	上記以外で研修指導者が実施するのでなければ危険性を伴う専門性の高い技術

研修水準

A：研修指導者の指導・監督のもとに、実施可能なもの。

B：研修指導者の指導・監督及び介助のもとに、実施が許容されるもの。

C：研修指導者の行為を補助するもの。

D：見学に留めるもの。

(注-1)

Bにいう「介助」とは、歯科医師の行為が実質的に機械的な作業とみなし得る程度まで研修指導者が管理・支配することをいう。

(注-2)

Cにいう「補助」とは、機械的な作業を行うことをいう。

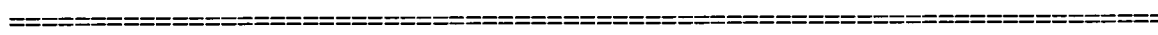
麻酔についての説明・同意書（例示）

\_\_\_\_\_様

麻酔についての説明

1. . . . .
2. . . . .
- .
- .
- .

なお、麻酔は麻酔科医師が担当いたしますが、その指導・監督のもとに歯科医師が医科麻酔科研修を実施いたします。



上記のとおり説明をいたしました。

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

〇〇病院麻酔科  
医師\_\_\_\_\_

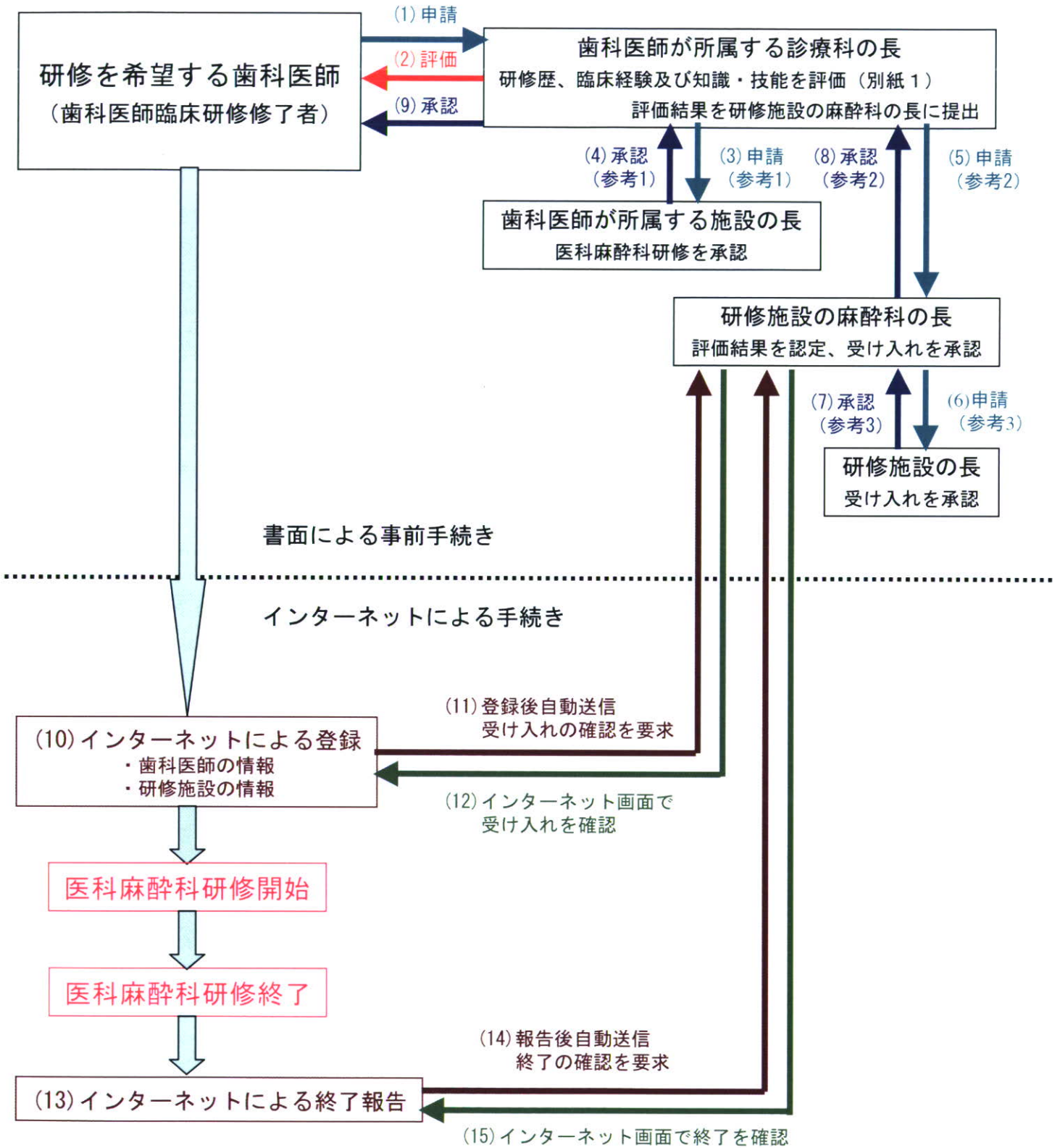
〇〇病院長殿

説明を受け、理解し納得しましたので、上記の麻酔を受けることに同意します。

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

患者様ご氏名\_\_\_\_\_

## 歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ



## 歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れの説明

### 1. 書面による事前手続き

- 1) 医科麻酔科研修を希望する歯科医師（以後、歯科医師）が、所属する診療科長に研修希望を申請
- 2) 歯科医師の所属する診療科長が、歯科医師の研修歴、臨床経験及び知識・技能を評価（別紙1）
- 3) 歯科医師の所属する診療科長が、歯科医師の所属する施設長に研修実施を申請（参考1）
- 4) 歯科医師の所属する施設長が、診療科長に研修実施を承認（参考1）
- 5) 歯科医師の所属する診療科長が、研修施設の麻酔科の長に研修実施を申請（参考2）
- 6) 研修施設の麻酔科の長が、歯科医師の評価結果を認定  
研修施設の麻酔科の長が、研修施設の長に歯科医師の受け入れを申請（参考3）
- 7) 研修施設の長が、麻酔科の長に歯科医師の受け入れを承認（参考3）
- 8) 研修施設の麻酔科の長が、歯科医師の所属する診療科長に研修実施を承認（参考2）
- 9) 歯科医師の所属する診療科長が、歯科医師に研修実施を承認

### 2. インターネットによる手続き

- 10) 歯科医師が、インターネット上で歯科医師及び研修施設の情報を登録
- 11) インターネットサーバーから研修施設の麻酔科の長宛にメールを自動送信  
歯科医師の受け入れの確認を要求
- 12) 研修施設の麻酔科の長が、歯科医師の受け入れを確認

#### 歯科医師の医科麻酔科研修

- 13) 歯科医師が、インターネット上で研修終了を報告
- 14) インターネットサーバーから研修施設の麻酔科の長宛にメールを自動送信  
歯科医師の研修終了の確認を要求
- 15) 研修施設の麻酔科の長が、歯科医師の研修終了を確認



(参考1)

〇〇年〇〇月〇〇日

歯科医師の医科麻酔科研修の実施承認申請書

〇〇病院〇〇長  
〇〇〇〇殿

〇〇病院〇〇科  
科長 〇〇〇〇

この度、下記の要領で歯科医師の医科麻酔科研修を実施したく、申請いたします。

歯科医師名：〇〇〇〇  
研修施設：〇〇病院麻酔科  
研修期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

-----

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇病院〇〇科  
科長 〇〇〇〇殿

〇〇病院〇〇長  
〇〇〇〇

歯科医師の医科麻酔科研修の実施承認書

〇〇年〇〇月〇〇日付申請の歯科医師の医科麻酔科研修の実施につき、承認いたします。

歯科医師名：〇〇〇〇  
研修施設：〇〇病院麻酔科  
研修期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

(参考2)

〇〇年〇〇月〇〇日

歯科医師の医科麻酔科研修の実施承認申請書

〇〇病院麻酔科  
科長 〇〇〇〇殿

〇〇病院〇〇科  
科長 〇〇〇〇

この度、下記の要領で歯科医師の医科麻酔科研修を実施させていただきたく、研修歴、臨床経験及び知識・技能に関する評価結果を添えて申請いたします。

歯科医師名：〇〇〇〇  
研修期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇病院〇〇科  
科長 〇〇〇〇殿

〇〇病院麻酔科  
科長 〇〇〇〇

歯科医師の医科麻酔科研修の実施承認書

〇〇年〇〇月〇〇日付申請の歯科医師の医科麻酔科研修の実施につき、承認いたします。

歯科医師名：〇〇〇〇  
研修期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

(参考3)

〇〇年〇〇月〇〇日

歯科医師の医科麻酔科研修の実施承認申請書

〇〇病院〇〇長  
〇〇〇〇殿

〇〇病院麻酔科  
科長 〇〇〇〇

この度、下記の要領で歯科医師の医科麻酔科研修を実施したく、申請いたします。

歯科医師名：〇〇〇〇  
研修期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

-----

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇病院麻酔科  
科長 〇〇〇〇殿

〇〇病院〇〇長  
〇〇〇〇

歯科医師の医科麻酔科研修の実施承認書

〇〇年〇〇月〇〇日付申請の歯科医師の医科麻酔科研修の実施につき、承認いたします。

歯科医師名：〇〇〇〇  
研修期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン  
新旧対照表

旧	新
	<p>ガイドライン改訂の経緯と要点</p> <p>「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」(医政医発第 0710001 号、医政歯発第 0710001 号、平成 14 年 7 月 10 日) が通知されてから 6 年が経過したので、この間の実績を検証・評価して、研修における指導者の役割の明確化や患者への説明と同意、記録の整備等、現行の研修で指摘された問題点を改善すべく、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」を改訂することとした。今回の改訂では、(1) 研修症例における麻酔の責任担当者は研修指導者であり、麻酔記録上の筆頭者となること、(2) 歯科医師が研修の目的で麻酔行為に参加することを説明し、同意を得ること、(3) 研修を受ける歯科医師と研修施設の麻酔科の長は、当該歯科医師の研修開始時及び研修修了時に所定の方式によって必要な事項の登録または報告等を行うこと等を義務づけた。</p>
<p>第 1 趣旨</p> <p>歯科医療の質及び安全性の向上を図るため、歯科医師の麻酔科における研修は重要であるが、研修といえども、診療行為を伴う場合には、法令を遵守しながら適正に行う必要があり、特に歯科及び歯科口腔外科疾患以外の症例に関する行為に関与する場合については、慎重な取扱いを期するべきである。本ガイドラインはこうした観点から歯科医師の医科麻酔科における研修の在り方に関する基準を定めるものである。</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p>国民に対する安全で質の高い歯科医療の推進に資するため、歯科医師の医科麻酔科における研修は重要であるが、研修といえども、診療行為を伴う場合には、法令を遵守しながら適正に行う必要があり、特に歯科及び歯科口腔外科疾患以外の症例に関する行為に関与する場合については、慎重な取扱いを期するべきである。本ガイドラインは、こうした観点から歯科医師の医科麻酔科における研修の在り方に関する基準を定めるものである。歯科医師の医科麻酔科研修の目的は次のいずれかとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 歯科患者の全身管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成するため。</li> <li>2) 歯科患者の麻酔管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成するため。</li> </ol>
<p>第 2 研修実施に当たっての基準</p> <p>1 研修施設</p> <p>研修施設は次の条件を満たす施設であること。</p>	<p>第 2 研修実施に当たっての基準</p> <p>1) 研修施設</p> <p>研修施設は次のいずれかとする。</p>